

○世田谷区の障害者の状況

ここに掲載する統計表は、本区で実施している障害者施策の利用者を、目的別に電算入力した数字をもとに作成した。したがって、障害者数は実態調査をふまえたものではない。

(1) 障害・年齢別人数集計表

(平成23年4月1日現在)

(単位：人)

障害種別	年齢構成	総数	年 齢 構 成					
			0～5	6～17	18～19	20～64	65～	
* 身体障害者手帳所持者		19,130	134	381	74	6,236	12,305	
内 訳	視 覚 障 害	1,461	8	18	6	484	945	
	聴 覚・平衡機能障害	1,797	26	88	15	463	1,205	
	音 声・言語機能障害	497	2	2	0	204	289	
	肢 体 不 自 由	10,320	69	243	48	3,556	6,404	
	内 部 障 害	心 臓 機 能	2,931	23	41	6	630	2,231
		じ ん 臓 機 能	1,611	3	2	0	697	909
		呼 吸 器 機 能	369	11	13	2	63	280
		膀 胱 直 腸 機 能	991	6	10	8	233	734
		小 腸 機 能	49	2	2	1	29	15
		免 疫 機 能	262	0	0	0	250	12
肝 臓 機 能		40	6	7	0	25	2	
不 明	3	0	0	0	0	3		
* 愛の手帳所持者 (身体障害者手帳との重複者)		3,567 (648)	124 (19)	751 (116)	192 (28)	2,250 (440)	250 (45)	
* 精神障害者 (22年度精神障害者保健福祉手帳発行数)		1,934	-	-	-	-	-	
* 難病(小児慢性疾患は除く)		6,309	-	-	-	-	-	

※ * は、それぞれの該当者の実数である。二つ以上に該当する場合は重複して計上している。

※ 身体障害者手帳所持者の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

(下記(2)①および③も同じ)

※ 難病欄の数字は難病医療費助成(小児慢性疾患は除く)の受給者数である。

(2) 身体障害者手帳所持者

(平成23年4月1日現在)

① 身体障害者手帳(程度・障害別)

単位：人

障害程度	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	19,130	1,461	1,797	497	10,320	6,158
1 級	6,572	527	149	193	2,363	4,020
2 級	3,142	409	445	77	2,239	215
3 級	3,193	119	201	144	2,113	724
4 級	4,367	131	497	83	2,521	1,199
5 級	961	196	10	0	760	0
6 級	895	79	495	0	324	0



②身体障害者手帳（程度・年齢構成別）

単位：人

程度	年齢構成 総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	19,130	134	381	74	6,236	12,305
1級	6,572	71	165	31	2,245	4,060
2級	3,142	26	101	17	1,198	1,800
3級	3,193	17	53	16	954	2,153
4級	4,367	9	23	2	1,165	3,168
5級	961	2	17	2	394	546
6級	895	9	22	6	280	578

③身体障害者手帳（地域・障害別）

単位：人

地域	障害	総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
総数		19,130	1,461	1,797	497	10,320	6,158
世田谷		5,153	415	516	121	2,736	1,624
北沢		3,193	233	323	79	1,737	1,045
玉川		4,155	300	351	96	2,208	1,405
砧		3,849	276	355	126	2,158	1,182
烏山		2,780	237	252	75	1,481	902

④身体障害者手帳（地域・年齢構成別）

単位：人

地域	年齢構成 総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	19,130	134	381	74	6,236	12,305
世田谷	5,153	28	100	20	1,684	3,321
北沢	3,193	11	46	10	1,007	2,119
玉川	4,155	25	77	19	1,343	2,691
砧	3,849	52	99	21	1,261	2,416
烏山	2,780	18	59	4	941	1,758

⑤身体障害者手帳（地域・程度別）

単位：人

地域	程度	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数		19,130	6,572	3,142	3,193	4,367	961	895
世田谷		5,153	1,711	834	902	1,157	280	269
北沢		3,193	1,101	516	540	741	152	143
玉川		4,155	1,489	641	690	971	189	175
砧		3,849	1,309	644	629	878	195	194
烏山		2,780	962	507	432	620	145	114



(3) 愛の手帳所持者

(平成23年4月1日現在)

①愛の手帳(程度・年齢構成別)

単位: 人

程度	年齢構成 総数	年齢構成				
		0~5	6~17	18~19	20~64	65~
総数	3,567	124	751	192	2,250	250
1度	138	2	19	19	91	7
2度	1,114	13	244	56	755	46
3度	1,070	64	217	42	634	113
4度	1,245	45	271	75	770	84

②愛の手帳(地域・年齢構成別)

単位: 人

地域	年齢構成 総数	年齢構成				
		0~5	6~17	18~19	20~64	65~
総数	3,567	124	751	192	2,250	250
世田谷	966	26	198	42	625	75
北沢	548	12	88	33	359	56
玉川	696	31	146	36	442	41
砧	777	40	189	53	465	30
烏山	580	15	130	28	359	48

③愛の手帳(地域・程度別)

単位: 人

地域	程度 総数	程度			
		1度	2度	3度	4度
総数	3,567	138	1,114	1,070	1,245
世田谷	966	34	298	280	354
北沢	548	19	180	170	179
玉川	696	29	210	220	237
砧	777	35	254	227	261
烏山	580	21	172	173	214

(4) 精神障害者保健福祉手帳発行数(地域別)

(2年に1度更新)

平成21年度

(単位: 人)

総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
1,765	393	305	322	272	473

平成22年度

(単位: 人)

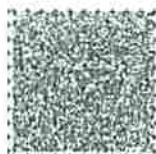
総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
1,934	411	290	404	302	527

(5) 自立支援医療費(精神通院医療)の支給件数

平成22年度

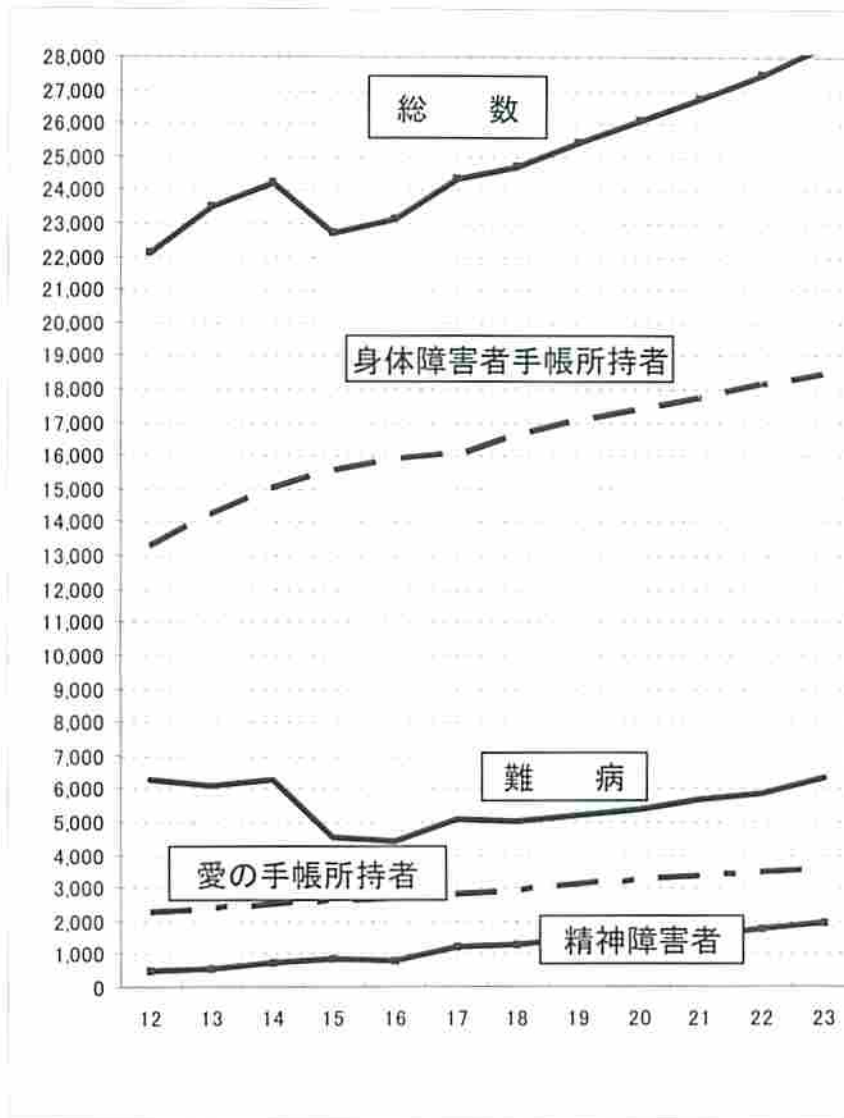
(単位: 人)

総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
10,872	3,038	1,792	2,129	1,546	2,367



(6) 障害者数の推移 (平成12年～平成23年)

各年4月1日現在(単位:人)



(単位:人)

	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数(精神障害者は除く)	22,076	23,491	24,213	22,672	23,108	24,350	24,708	25,400	26,065	26,757	27,482	28,358
身体障害者手帳所持者	15,012	15,523	15,921	16,026	16,534	17,050	17,372	17,702	18,117	18,411	18,803	19,130
愛の手帳所持者 (身体障害者手帳との重複者)	2,239	2,330 (418)	2,493 (443)	2,565 (459)	2,673 (499)	2,765 (514)	2,908 (541)	3,047 (545)	3,173 (593)	3,311 (625)	3,445 (633)	3,567 (648)
精神障害者 (各前年度精神障害者保健福祉手帳発行数)	482	571	693	828	803	1,187	1,256	1,454	1,515	1,517	1,765	1,934
難病(小児慢性疾患は除く) (対象疾病数)	6,275 (72)	6,056 (72)	6,242 (72)	4,540 (73)	4,400 (73)	5,049 (74)	4,969 (74)	5,196 (74)	5,368 (74)	5,660 (74)	5,867 (80)	6,309 (82)

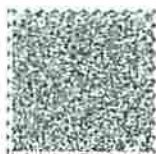
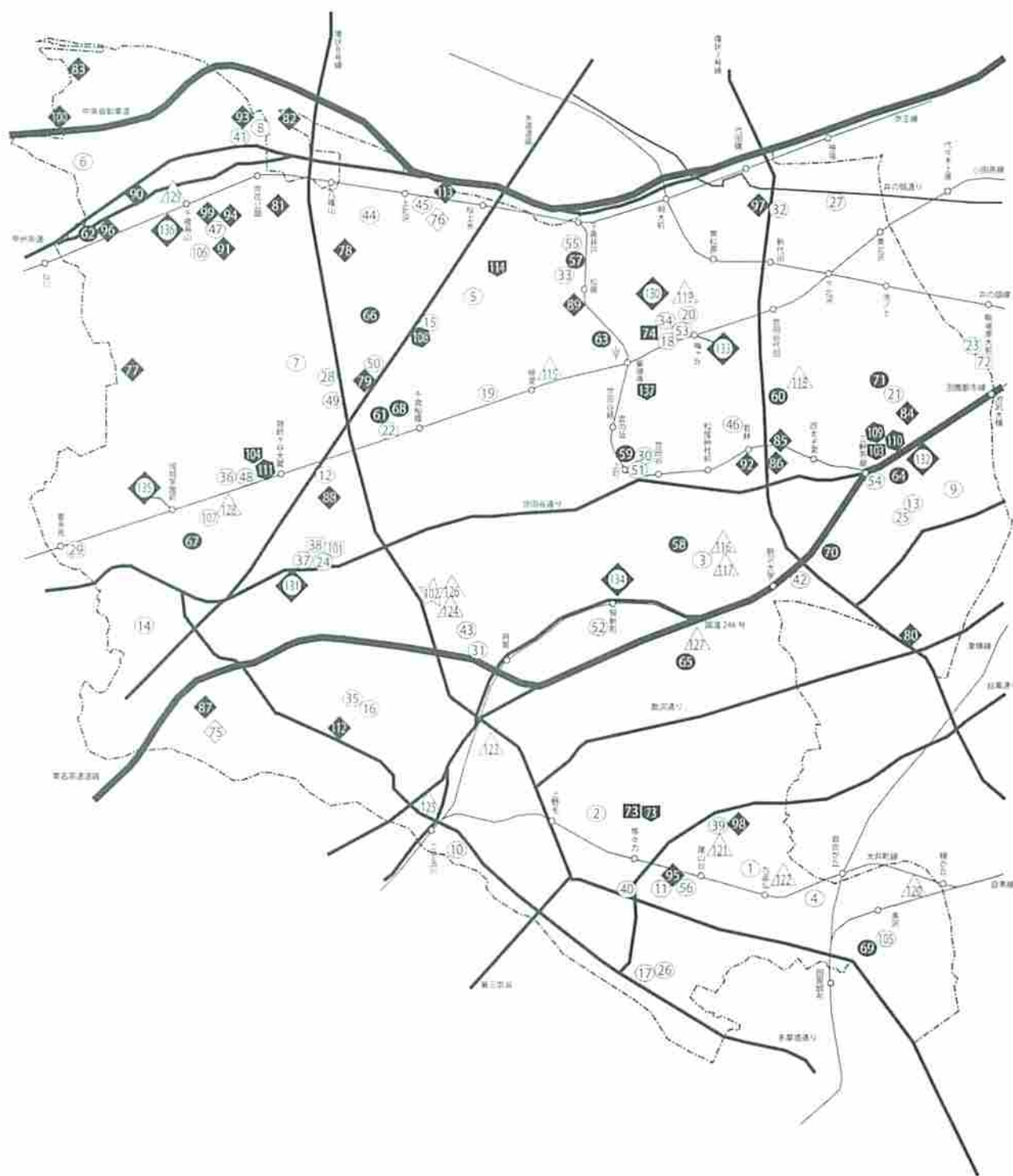
※ 身体障害者手帳範囲拡大 平成10年度ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※ 難病欄の数字 平成12年度までは心身障害者福祉手当受給者数。平成13年度より東京都の難病医療費等助成(小児慢性疾患は除く)の申請件数。



世田谷区障害関連施設等一覧

平成 24年 3月現在

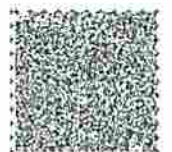


分類	番号	施設名	種別 (施設/事業)
①	1	九品仏生活実習所	生活介護
	2	大森山生活実習所中町分庁	生活介護
	3	駒沢生活実習所	生活介護
	4	奥沢福祉園	生活介護
	5	桜上水福祉園	生活介護
	6	給田福祉園	生活介護
	7	千歳台福祉園	生活介護
	8	鳥山福祉作業所	就労継続B 就労移行
	9	世田谷福祉作業所	就労継続B 就労移行
	10	玉川福祉作業所	就労継続B 就労移行
	11	玉川福祉作業所等々力分庁	就労継続B 就労移行
	12	砧工房	就労継続B 就労移行
	13	下馬福祉工房	就労継続B 就労移行
	14	江島町モータークアーター	就労移行
	15	障害者就業支援センターつきさき	就労移行
	16	岡本福祉作業所ホーム	就労継続B 就労移行
	17	岡本福祉作業所 玉堤分庁	就労継続B 就労移行
18	すまいる梅丘	生活介護	
19	ほほえみ経営	生活介護	
20	梅丘ウッドベッカーの森	就労継続B 生活介護	
21	三宮つくしほホーム	生活介護	
22	おおらか学園	生活介護	
23	あゆみ園	生活介護	
24	友爱デイサービスセンター	生活介護 短期入所	
25	ケアセンターふらっと	自立訓練(技能習得) 生活介護	
26	玉堤つどいの家	生活介護	
27	東北沢つどいの家	生活介護	
28	さらけ坊塾ほほれぼれ	就労移行	
29	上町福祉作業所分庁	就労継続B	
30	善多見福祉作業所	就労継続B	
31	上町福祉作業所	就労継続B	
32	用賀福祉作業所	就労継続B	
33	大原福祉作業所	就労継続B	
34	白梅福祉作業所	就労継続B 就労移行	
35	泉の家	就労継続B	
		生活介護 短期入所	
36	わくわく祖師谷	短期入所	
		日中ショートステイ	
37	世田谷更生館	生活介護	
		就労継続B	
39	しごととも	就労継続B	
		就労移行	
40	社会就労センター バイ健意齋	就労継続B	
		就労移行	
41	千草芸装	就労継続B	
		就労移行	
42	Naviolけやき	就労継続B	
		就労移行	
43	T&E企画	就労移行	
		就労継続B	
44	喫茶室ハイン	就労継続B	
		就労移行	
45	ワークランドフレンドパーク	就労継続B	
		就労移行	
46	藍工房	就労継続B	
		就労移行	
47	ちぐさ企画	就労継続B	
		就労移行	
48	ざしきわらし	就労継続B	
		就労移行	
49	にゃんこの館	就労継続B	
		就労移行	
50	風の谷プロジェクト	就労継続B	
		就労移行	
51	ハーモニー	就労継続B	
		就労移行	
52	アディショナルリハビリテーションセンター すどい	就労継続B	
		生活訓練	
53	Crazy Cats	就労継続B	
		就労移行	
54	アンシェーム藍	就労継続B	
		就労移行	
55	まごの手便	就労継続B	
		就労移行	
56	ハイ焼き茶房	就労継続B	
		就労移行	
105	地域活動支援センターぱび	地域活動支援センター1型	
106	さくら美術工房	地域活動支援センター1型	
107	地域活動支援センター梅だいの里	地域活動支援センター1型	

② 障害者自立支援法の日中活動事業

分類	番号	施設名	種別 (施設/事業)	
③ (児含含む) その他日中活動事業	57	のぞみグループ	心身障害児(者) 通所サービス事業	
	58	身体不自由者/パソコン指導協会	心身障害児(者) 通所サービス事業	
	59	ケアルームとまり木	心身障害児(者) 通所サービス事業	
	60	ひかり	心身障害児(者) 通所サービス事業	
	61	こくま学園	心身障害児(者) 通所サービス事業	
	62	デイサービスにじのこ給田	児童デイサービス 児童タイムケア事業	
	63	デイサービスにじのこ赤堤	児童タイムケア事業	
	64	わんぱくクラブ三軒茶屋	児童タイムケア事業	
	65	わんぱくクラブ駒沢	児童タイムケア事業	
	66	プレイ&リズム希望丘	児童タイムケア事業	
	67	愛育学園すみれ	児童タイムケア事業	
	68	よろこび	児童タイムケア事業	
	69	相談センターアソビの国	児童タイムケア事業	
	70	相談センターアソビの国	児童タイムケア事業	
	71	重症心身障害児療育相談センター	日中ショートステイ 重症心身障害児(者)通所事業	
	④ 旧法入所施設	38	友爱園	短期入所
		72	日黒恵風寮	日中ショートステイ
⑤ 自立体験	73	身体障害者自立体験ホーム なかまっち	身体障害者自立体験ホーム 短期入所 日中ショートステイ	
	74	知的障害者生活寮松原けやき寮	知的障害者生活寮 短期入所	
⑥ 入短所期	75	ケアこげら	短期入所	
	76	やずらぎステイズ	短期入所	
⑦ グループホーム	77	ゴールドクレスト	障害型グループホーム	
	78	花みずき寮	障害型グループホーム	
	79	桐花荘	障害型グループホーム	
	80	野沢寮	障害型グループホーム	
	81	からすやまホーム	障害型グループホーム	
	82	私の家せつ世田谷	障害型グループホーム	
	83	私の家せつ鳥山	障害型グループホーム	
	84	ホープ三軒茶屋	障害型グループホーム	
	85	藍ハウス1号館	障害型グループホーム	
	86	藍ハウス2号館	障害型グループホーム	
	⑧ グループホーム	87	生活支援ホーム世田谷	障害型グループホーム 短期入所 日中ショートステイ 緊急一時保護(法外)
		88	グループホーム きめた	障害型グループホーム
		89	「めぐ」	通所型グループホーム(東京都指定)
		90	ちぐさホーム	通所型グループホーム(東京都指定)
		91	第1さくらハウス	通所型グループホーム(東京都指定)
		92	藍工房ハウス	通所型グループホーム(東京都指定)
		93	千草ハイム	通所型グループホーム(東京都指定)
94		第2さくらハウス	通所型グループホーム(東京都指定)	
95		はるの色	通所型グループホーム(東京都指定)	
96		第3さくらハウス	通所型グループホーム(東京都指定)	
97		いちごLiving	通所型グループホーム(東京都指定)	
98		とどろきの杜	通所型グループホーム(東京都指定)	
99		第4さくらハウス	通所型グループホーム(東京都指定)	
100		めぞん千草	通所型グループホーム(東京都指定)	
112		ホームいろえんびつ	短期入所 日中ショートステイ	
113		ラボール八幡第3	障害型グループホーム	

分類	番号	施設名	種別 (施設/事業)			
⑨ 福祉ホーム	101	コーポ友愛	福祉ホーム			
			福祉ホーム			
⑩ 休養ホーム	102	心身障害者休養ホーム ひまわり荘	障害者休養ホーム			
			障害者休養ホーム			
⑪ 相談支援事業	73	身体障害者自立体験ホーム なかまっち	相談支援事業			
	103	障害者支援情報センター三軒茶屋プリズム	相談支援事業			
	104	サポートセンターきめた	相談支援事業 地域活動支援センター1型			
	114	地域生活支援センターMDTA	相談支援事業 地域活動支援センター1型			
	137	自立生活センターHANDS世田谷	相談支援事業			
⑫ 就労相談機関	108	すきっぷ就労相談室	就労支援センター			
	109	しごとねっと	就労支援センター			
	110	クローバー	就労障害者生活支援センター			
⑬ ふれあい・いきいきサロン・ミニデイ	111	クローバー分室もしがや	就労障害者生活支援センター			
	115	さぎそうサロン	聴覚障害者系サロン			
	116	サロン・ゆったり	知的障害者系サロン			
	117	たんちやまの会	精神障害者系ミニデイ			
	118	まいとも会	身体障害者系サロン			
	⑭ 区施設	119	・サークルさくらOB会 ・歌の会 ・新さつき会 ・ほがらかサークル ・美女の会 ・カナリヤ会 ・すずめの会 ・午後のすずめ ・らくらくサークル ・失語症あゆみの会 ・P・Jフォローアップ ・らくらくほっとサロン	聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 身体障害者系サロン 言語障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 言語障害者系サロン 身体障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン 聴覚障害者系サロン		
				120	さぎ草月曜会	知的障害者系
				121	おしゃべり会	聴覚障害者系
				122	おしゃべり会	聴覚障害者系
				123	フェロー会	介護者家族の会
124				サークルあゆみ	視覚障害者系	
125				元気になる会	肢体不自由	
126				押せ押せ会	視覚障害者系	
127				なでしこの会	介護者家族の会	
128				もくれんの会	失語症の方の会	
129	ハールの会	失語症者系グループ				
⑮	130	総合福祉センター	相談 児童デイサービス 自立訓練(機能訓練)生活訓練 身体障害者福祉センターB型			
			131	世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	発達障害相談 児童デイサービス	
			132	子育てステーション世田谷	発達障害相談	
			133	子育てステーション梅丘	発達障害相談	
			134	子育てステーション桜新町	発達障害相談 児童デイサービス	
135	子育てステーション成城	発達障害相談				
136	子育てステーション鳥山	発達障害相談 児童デイサービス				



○ 障害者児実態調査の結果（概要）

（１）調査概要

第3期世田谷区障害福祉計画策定にあたり、障害に関する手帳の所持者や難病、高次脳機能障害の方及び発達障害の方、および障害福祉サービス事業者を対象に、計画改定の基礎資料を得ることを目的として、生活の様子や将来の希望などについて調査を実施した。

【調査期間】 平成23年3月31日から平成23年4月15日

【調査対象者】

区内に住所を有する者で、障害福祉サービスの支給決定を受けている人及び支給決定を受けていない身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者か医師に精神障害と診断されている人、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者

【抽出方法】 無作為抽出

【調査回収状況】

調査方法 郵送配布及び施設等にて配布

調査対象者数(a) 2,400名 有効回収数(b) 1,128名 有効回収率(b/a) 47.0%

（２）調査結果の概要

【回答者の属性】

あなたが現在お持ちの手帳は何ですか。（複数回答のため、縦横合計は一致しない。）

		合 計	身体障害者 手 帳	愛 の 手 帳	精神障害保健 福 祉 手 帳	手帳は所持 していない	無 回 答
全 体	人 数	1,128	475	498	177	80	15
	構成比		42.1%	44.1%	15.7%	7.1%	1.3%
身体障害	人 数	486	434	112	23	18	1
	構成比		89.3%	23.0%	4.7%	3.7%	0.2%
知的障害	人 数	484	104	449	14	0	8
	構成比		21.5%	92.8%	2.9%	0.0%	1.7%
精神障害	人 数	230	32	33	146	35	0
	構成比		13.9%	14.3%	63.5%	15.2%	0.0%
難 病	人 数	77	37	16	4	29	0
	構成比		48.1%	20.8%	5.2%	37.7%	0.0%
高次脳機能 障 害	人 数	69	51	6	16	4	1
	構成比		73.9%	8.7%	23.2%	5.8%	1.4%
発 達 障 害	人 数	127	26	103	6	1	2
	構成比		20.5%	81.1%	4.7%	0.8%	1.6%
無 回 答	人 数	15	3	3	1	1	7
	構成比		20.0%	20.0%	6.7%	6.7%	46.7%



【住まいや暮らし方】

あなたはどのような暮らしをしたいと思いますか。

	回答者数	家族と暮らしたい	ひとりで暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答
人数	1,128	577	152	95	57	36	150	61
構成比		51.2%	13.5%	8.4%	5.1%	3.2%	13.3%	5.4%

- ・暮らしの形態については、「家族と暮らしたい」が51.2%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が13.5%となっている。ただし本人が回答している場合は、「ひとりで暮らしたい」が24.0%とアップしている。
- ・希望する暮らしを実現するためには「経済的な支援」が27.7%と最も多く、ついで「周囲の人の理解」が26.0%、「働く場所の確保」21.9%と続いている。

【仕事】

あなたはどのような仕事をしていますか。

	合計	福祉作業所等	従業者は自営業またはその家族	従業者の正規の会社員など	従業者の正規の在宅勤務	パート・アルバイト・日雇い	内職	その他	無回答
人数	404	194	21	81	0	66	1	29	12
構成比		48.0%	5.2%	20.0%	0.0%	16.3%	0.2%	7.2%	3.0%

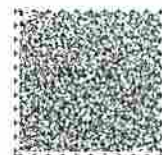
- ・就労状況については、「仕事をしている」が35.8%であるのに対して、「仕事をしていない」は51.0%となっている。
- ・仕事の内容は、「福祉作業所等」48.0%、次いで「会社員などの正規の従業者」20.0%となっている。
- ・今後の就労意向は、「働きたい」が42.2%となっている。
- ・働くために必要なことは、「勤務先の理解」が29.3%、「障害特性にあった多様な仕事・就労形態」が28.8%となっている。

【相談】

相談したいときに相談しているのはどなたですか。(複数回答)

	合計	家族	友人	学校の先生	児童委員・民生委員	相談・知的	身体・知的	病院・診療所	の窓	区役所の福祉	グループホーム	ヘルパー	事業所	相談支援	協議会	社会福祉	障害者団体	その他	無回答
人数	1,128	572	171	95	8	60	287	207	241	69	50	21	53	94	307				
構成比		50.7%	15.2%	8.4%	0.7%	5.3%	25.4%	18.4%	21.4%	6.1%	4.4%	1.9%	4.7%	8.3%	27.2%				

- ・相談している人は「家族」が50.7%、「病院・診療所」が25.4%、「利用している施設の職員等」21.4%となっている。
- ・相談したい人は「家族」が24.0%、「利用している施設の職員等」13.5%、「病院・診療所」が13.3%となっている。



【災害対策】

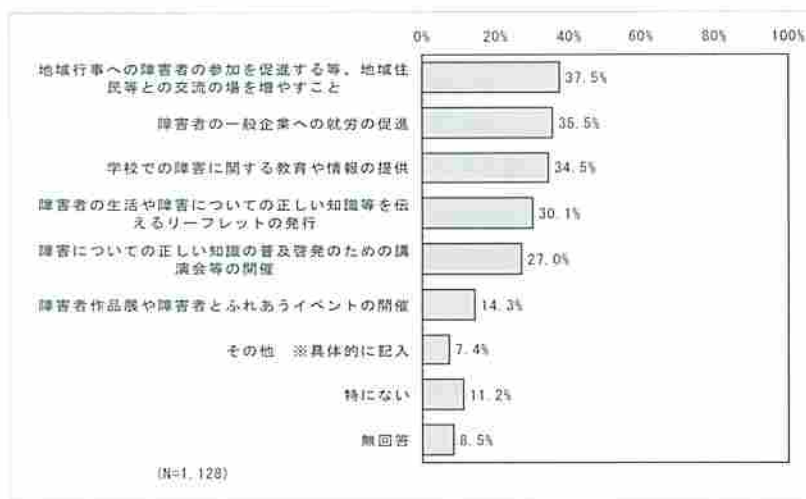
災害時のために、町会など周囲の人にあなたのことを知ってもらいたいですか。

	回答者数	はい	いいえ	わからない	無回答
人 数	1,128	610	151	311	56
構 成 比		54.1%	13.4%	27.6%	5.0%

- ・災害対策では「医療や医薬品を確保してほしい」が50.0%、「災害の発生を知らせてほしい」が46.8%となっている。
- ・災害時の発生に備えて、自分のことを町会の方等に知っておいて欲しいかどうかについては、「はい」54.1%、「いいえ」が13.4%となっている。

【障害理解】

障害理解促進に必要なと思われることは何ですか。



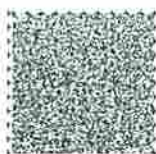
- ・障害理解のためには「地域行事等への障害者の参加」37.5%、「障害者の一般企業への就労の促進」が35.5%、「学校での障害に関する教育や情報の提供」34.5%となっている。

【権利擁護】

権利擁護に関するこれらの制度を知っていますか。

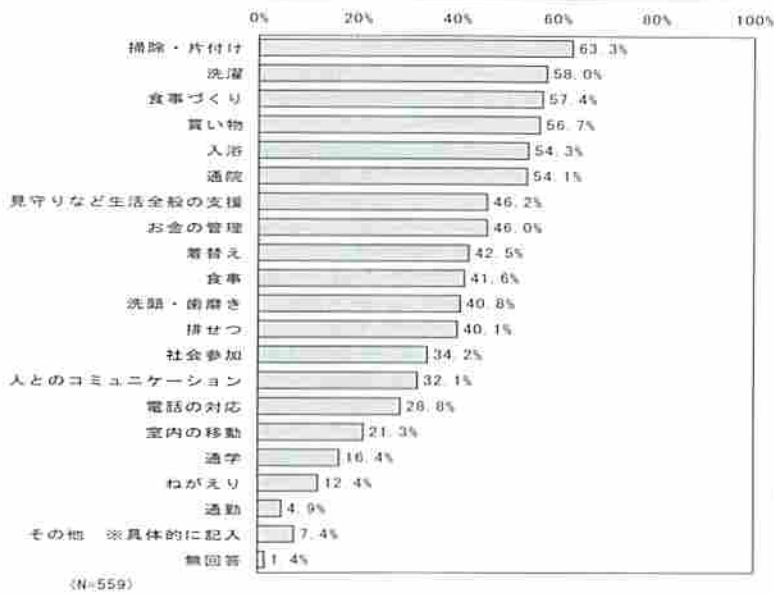
	回答者	知っている	知らない	無回答	
成年後見制度	人数	1,128	518	448	162
	構成比		45.9%	39.7%	14.4%
あんしん事業 (地域福祉権利擁護事業)	人数	1,128	99	762	267
	構成比		8.8%	67.6%	23.7%
世田谷区保健福祉サービス 苦情審査会	人数	1,128	125	738	265
	構成比		11.1%	65.4%	23.5%

- ・制度の周知については、成年後見制度を「知っている」が45.9%、あんしん事業を「知っている」は8.8%、世田谷区保健福祉サービス苦情審査会を「知っている」は11.1%となっている。



【介助の状況】

受けている介助はどのようなことですか。



- ・介助の状況については、「受けている」が52.4%、「受けていない」が42.7%となっている。
- ・受けている介助については、「掃除・付け」が63.3%と最も多く、次いで「洗濯」が58.0%となっている。
- ・希望する暮らしを実現するためには、「ショートステイの充実」が29.9%、「入所施設の整備」28.8%、「家族への支援」24.9%、となっている。

【自立支援給付等の利用状況と利用意向】

今後利用したいサービスは何ですか。(複数回答)

	全 体	居 宅 介 護	重 度 訪 問 介 護	行 動 援 護	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	生 活 介 護	療 養 介 護	自 立 訓 練 機 能 開 発	自 立 訓 練 生 活 開 発	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 A 型	就 労 継 続 B 型	児 童 デ ィ サ ー ビ ス	短 期 入 所	グ ル ー プ ホ ー ム	ケ ア ホ ー ム	施 設 入 所 支 援	サ ー ビ ス 利 用 証 開 成	旧 体 系 通 所 施 設	旧 体 系 入 所 施 設	無 回 答
人数	1,128	69	22	60	17	49	25	38	68	61	57	72	32	121	80	52	46	36	13	7	787
構成比		6.1%	2.0%	5.3%	1.5%	4.3%	2.2%	3.4%	6.0%	5.4%	5.1%	6.4%	2.8%	10.7%	7.1%	4.6%	4.1%	3.2%	1.2%	0.6%	64.8%

- ・現在利用しているサービスは、「居宅介護」14.6%、「短期入所」12.9%、「就労継続支援 型」11.3%、「生活介護」9.2%となっている。
- ・サービスの満足度については、「満足」が最も多く、次いで「やや満足」となっている。「短期入所」は「やや不満」が最も多くなっている。
- ・不満なサービスの理由は、「回数や時間が足りない」などサービスの供給体制についての不満が高くなっている。
- ・今後利用したいサービスは「短期入所」が10.7%、「グループホーム」7.1%となっている。
- ・サービスに満足出来なかった時の対応としては、「どこに相談してよいかわからず、何もしなかった」が9.8%、「区役所に相談した」が9.1%となっている。



○障害者施策への意見・要望

世田谷区自立支援協議会や障害者団体等から寄せられた意見・要望。

すまう

- ・グループホーム利用者が高齢化・重度化していく中で、世話人のスキルアップやサポート体制が必要である。
- ・グループホーム利用者の高齢化が進んでいる。比較的小規模なグループホームから、高齢化対応のモデル事業を検討してほしい。
- ・グループホーム利用者は高齢になると退去せざるをえない実態がある。親亡き後はケアホームに入居するしかない。医療が充実したケアホームをお願いしたい。
- ・発達障害や高次脳機能障害の方なども地域で生活できるよう、対象者の力に見合ったグループホームやケアホーム等、様々なタイプの住居の検討が必要である。
- ・高齢化した場合にも安心して住むことのできる、障害特性に対応したグループホーム等を検討してほしい。
- ・障害者の高齢化や重度化に伴い、医療的ケアを必要とする障害者が増えている。在宅・施設にかかわらず、医療的ケアに対応する仕組みの検討が必要である。
- ・地価の高い世田谷では事業者が用地を手配することは難しい。公有地や定期借地権、空き家の活用などが検討できないか。
- ・精神障害においても、短期入所施設の整備が必要である。
- ・ショートステイはとても重要である。親も高齢化している。土日に問題が起こることも多く、ショートステイを設置してほしい。
- ・ショートステイでは看護師の常駐がベストである。また近隣の医療機関との連携が必要である。
- ・短期入所事業以外の補助制度（例・グループホーム活用のショートステイ事業）等を活用して短期入所へのニーズを満たす方策が取れないか検討する必要がある。
- ・地域移行・地域定着を推進する仕組みや制度が必要である。
- ・サービスの狭間に落ちてしまう人をなくす必要がある。

はたらく

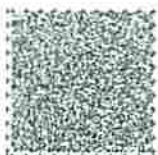
- ・就職した者の離職を防ぐためにも継続的な定着支援を行うことが大変重要である。
- ・社会状況の影響を受け、通所施設（作業所）の仕事が減っているため、仕事の掘りおこしへの支援をしてほしい。

そだつ

- ・医療的ケアの必要な生徒が安心して通学できるよう支援の必要がある。
- ・放課後や夏休みなどの長期休みに安心して通える施設の拡充を望む。
- ・通学にあたっての移動支援の充実を検討してほしい。
- ・障害児やその家族を地域で支援するネットワークを整備する等、障害児支援を充実させる必要がある。

ふれあう

- ・通所施設は障害者の高齢化、重度化に対応できるよう、施設・設備・活動内容など充実が必要である。
- ・第三者評価を実施して、さらに質の向上を図る必要がある。
- ・区内の身近な場として総合運動場で車椅子スポーツができる機会があるとよい。



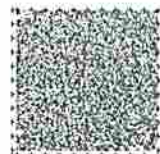
- ・施設が移転・拡充する際には給食設備を備えてほしい。
- ・安心して社会に少しずつ慣れていくことができる「居場所」も含め、多様な日中活動の場の検討が必要である。
- ・地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ型）の拡充（区内5地域に設置）が必要である。
- ・施設や作業所には、定員オーバーや通所日制限をしているところがある。医療的ケアを必要とする者が通所できる看護師常勤の施設も不足している。
- ・区内に聴覚障害者への情報提供をする場が必要である。

あんしん

- ・一貫したマネジメント体制の整備が必要である。地域での一貫した相談を進めていくには、教育・医療・高齢者問題との連携が必要である。
- ・地域で責任をもって障害者及び家族支援を行うケアマネジャー機能（相談支援）の充実強化が必要である。
- ・障害者にも相談の中心となるケアマネジャーが必要である。
- ・対応困難な事例に対応できる相談支援体制の充実が必要である。
- ・本人の支援をいかに進めていくかが、家族の支援につながる。
- ・家族が本当に困ったときに利用できる施設がほしい。
- ・現在ある施設では必要時に予約を取るのが大変困難である。緊急一時保護の増設を要望する。
- ・体調不良等家族の緊急時ニーズに対応できる緊急一時保護の場や制度の充実が必要である。
- ・働く保護者も増えてきているので、放課後対策が重要である。
- ・横浜市で実施している「後見的支援推進事業」のような、日常生活の見守りに関する事業が必要である。
- ・在宅時と施設利用時それぞれに災害が発生することを想定した障害者に対する支援等の検討が必要である。
- ・避難所生活が長引いた場合の対応など、災害時の要援護者支援を考える必要がある。
- ・車椅子用や多機能型のマンホールトイレの設置を要望する。
- ・避難時にも必要な医療品が入手できる体制を整えてほしい。
- ・精神・知的障害者のストレスがかかりやすい傾向を配慮してのできるだけ静穏な環境の「福祉避難所」を設置してほしい。
- ・東日本大震災で、障害者や家族がどんなことに困ったのか、行政にどのように対応してもらったのがよいかなどの実態を調査してほしい。

ささえる

- ・地域で暮らす障害者への地域世話人のような制度の創設、また同世話人と近隣のグループホームとの連携が必要である。
- ・未治療・引きこもり等で社会生活に困難をきたしている障害者への民生委員や地域世話人（創設）との連携による取組みが必要である。
- ・障害の理解が進むようにふれあいフェスタに一般の方を巻きこむなど斬新な企画を立てる必要がある。また、学校教育でも子どもたちへの人権に対する教育を小学校入学時から行うことを望む。
- ・医療ケアを必要とする場合でも利用できるタイムケア事業の計画と支援、障害児が安心して過ごせるスペースのある施設の開設や今ある施設の拡充を要望する。
- ・区内施設のトイレに障害者のオムツ替えができるサイズのベッドの設置をしてほしい。



○ 障害者制度改革の概要

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行 ※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

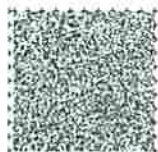
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6):
公布日施行
(2)(4)(5):
平成24年4月1日
までの政令で定める
日から施行

出典：厚生労働省ホームページから引用



障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係 (公布日施行)

- 1) 目的規定の見直し(第1条関係)
 - ・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等
- 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・觀念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等
- 3) 地域社会における共生等(第3条関係)
 - 1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
 - ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等
- 4) 差別の禁止(第4条関係)
 - ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 - ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 - ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等
- 5) 国際的協調(第5条関係)
 - ・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等
- 6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)
 - ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
 - ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等
- 7) 施策の基本方針(第10条関係)
 - ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
 - ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係 (公布日施行)

- 1) 医療、介護等(第14条関係)
 - ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
 - ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重
- 2) 教育(第15条関係)
 - ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
 - ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
 - ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進
- 3) 療育【新設】(第17条関係)
 - ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
 - ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進
- 4) 職業相談等(第18条関係)
 - ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策
- 5) 雇用の促進等(第19条関係)
 - ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
 - ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理
- 6) 住宅の確保(第20条関係)
 - ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策
- 7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)
 - ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進
- 8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)
 - ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
 - ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等
- 9) 相談等(第23条関係)
 - ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
 - ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等
- 10) 文化的課条件の整備等(第25条関係)
 - ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等
- 11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)
 - ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等
- 12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)
 - ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等
- 13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)
 - ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等
- 14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)
 - ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等
- 15) 国際協力【新設】(第30条関係)
 - ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

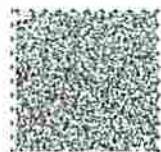
障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

- 1) 障害者政策委員会(第32~35条関係)
 - ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
 - ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等
- 2) 地方協議会その他の合議制の機関(第36条関係)
 - ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

- 1) 検討(附則第2条関係)
 - ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
 - ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

出典：内閣府政策統括官、共生社会政策担当ホームページから引用



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保	【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
【スキーム】 	【スキーム】 	【スキーム】

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）【国の基本指針】

この指針は、法の施行及び整備法による法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年末までの第三期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。（一部省略）

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念（一部省略）

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方（一部省略）

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援を行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

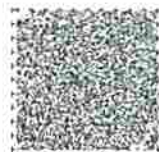
第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項（一部省略）

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

- (一) 障害者等の参加
- (二) 地域社会の理解の促進
- (三) 総合的な取組



2 平成二十六年年度の数値目標の設定

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成二十六年年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち、六十五歳以上であって、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年年度における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年年度における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十六年年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。



なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされている等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

(三) 市町村と都道府県との間の連携

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

5 区域の設定

6 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。

7 他の計画との関係

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項(一部省略)

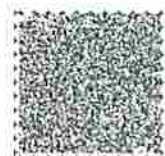
市町村障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第二に掲げる事項とし、このうち同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項は定めなければならない事項とし、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策に関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十六年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。



(二) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービスについては、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一か所確保できるよう努める必要がある。また、指定計画相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。

(三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実にを行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の1の(三)によりサービスの種類及び量の見通し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画に反映することが必要である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

四 その他実施に必要な事項

3 留意事項

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項(一部省略)

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(二) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

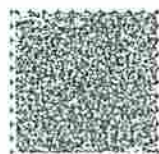
(一) サービス提供に係る人材の研修

(二) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

(三) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。)の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県や市町村においては、自立支援協議会を活用すること等により、都道府県障害者権利擁護センター(障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。)、市町村障害者虐待防止センター(障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。)を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、



法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

また、市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である。

4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

5 留意事項

四 その他（一部省略）

1 障害福祉計画の作成の時期

第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年までの三年間における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、平成二十三年度中に作成することが必要である。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、この1の(一)に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

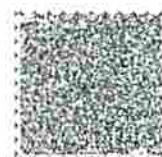
都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

5 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

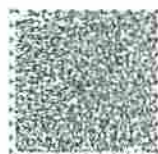
事 項	内 容
一 就労移行支援事業の利用者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成二十六年末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十六年において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十六年において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。



四 障害者試行雇用事業の開始者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十六年度において、障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組むきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。
五 職場適応援助者による支援の対象者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十六年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。 また、平成二十六年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で八百人養成されることを目指して、都道府県の労働担当部局においても、障害保健福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。
六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成二十六年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画の基本的理念等	市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 平成二十六年度の数値目標の設定	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて平成二十六年度における数値目標を設定すること。
三 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①別表第三を参考として、平成二十六年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ②指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。
四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①実施する事業の内容 ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③各事業の見込量の確保のための方策 ④その他実施に必要な事項
五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期	市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。



六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。
-------------------------	--

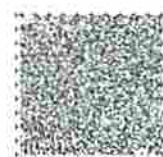
別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 同行援護については、これらの事項に加え、平成二十三年十月一日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
--	---

二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

日中活動系サービス全体の見込量	次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ①現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生等の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用が見込まれる者の数を控除した数 ②入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数
生活介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練（機能訓練）	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練（生活訓練）	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援（A型）	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、平成二十六年年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
（削除）	
短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。
施設入所支援	平成十七年十月一日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、当該見込数は、平成二十六年度末において、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

四 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。
地域相談支援 (地域移行支援に限る。)	施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。
地域相談支援 (地域定着支援に限る。)	居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

別表第四 (省略)

○第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方 (抜粋)

1 計画策定の背景(省略)

2 計画の性格(省略)

3 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

4 基本理念

障害者が、他の都民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計について、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、引き続き障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前に関われる社会の実現

基本理念Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

5 目標と課題

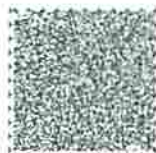
(1) 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備(一部省略)

ア 障害福祉サービス等の見込量の考え方

区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、一元的・総合的にサービスを提供する必要がある。

区市町村は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在の利用実績等に関する分析、サービスの利用に関する意向等を勘案して、平成26年度までの各年度における月間の障害福祉サービス等の必要見込量を設定することとされている。

東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成する。



数値目標の考え方を踏まえ、地域移行前後に利用するサービスを見込む。旧体系施設がすべて新体系に円滑に移行できるよう見込む。

大都市の実情として、基本的に区市町村単位で取り組む方が基盤整備を効果的に促進できることを踏まえ、引き続き、見込量を定める単位となる区域(圏域)は設定せず、東京都全域の見込量を定める。

イ 障害福祉サービス等の見込量を確保するための方策

日中活動系サービスについても、第2期障害福祉計画を上回るペースで実績が伸びているが、特別支援学校からの卒業生、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行した障害者の就労や生活の場を確保するため、引き続き整備を推進していく必要がある。

地域居住の場(グループホーム等)、日中活動の場(日中活動系サービス)、在宅サービス(短期入所)などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する。

整備に必要な用地の確保のため、都有地活用等の支援を積極的に行う。

併せて、障害福祉サービス等の見込量との整合を図った上で、入所施設や精神科病院からの地域生活移行及び障害者の就労支援について、積極的に取り組むため、数値目標を設定する。

(2) 施設入所・入院から地域生活への移行促進(一部省略)

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行

(ア) 地域生活移行に関する数値目標

入所施設から地域生活への移行を推進するためには、数値目標の達成に向けて、区市町村及び東京都が事業者と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要がある。

東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した数値目標を集計したものを基本として、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域生活基盤の整備に計画的に取り組み、地域移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成する。

サービス見込量の考え方と整合を図り、地域移行前後に利用するサービスを見込んだ上で数値目標を設定する。

(イ) 目標達成のための方策

- ① 地域移行後の生活を支える基盤の整備
- ② 地域生活移行の取組

(ウ) 入所施設の定員(施設入所者数)に関する考え方

東京都における入所施設定員数(施設入所者数)は、当面、平成17年10月1日現在の定員数を超えないよう努めているところであり、引き続き、事業者の積極的な取組を促しつつ、平成26年度末において都外施設を含めた定員数が7,344人を超えないことを目標とする。

入所施設定員数(施設入所者数)のあり方については、引き続き検討を進める必要があり、そのためには今後、これまでの実績を踏まえて、入所待機者本人の意向や家族の状況を含む実態について、区市町村と連携して把握する必要がある。

その際、新たな施設入所者の数は、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な者に限られるべきであることに留意する必要がある。

イ 精神障害者の地域生活への移行

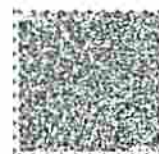
(ア) 地域生活移行に関する数値目標

数値目標の設定に当たって、国は、従来の「退院可能精神障害者」という指標ではなく、新たに「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という2つの着眼点と目標設定に当たっての指標を示しており、東京都は、国の指標を踏まえつつ、東京都の実情に応じて、適切な数値目標を設定する必要がある。

※ 数値目標については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。

併せて、従来実施してきた「精神障害者退院促進支援事業」は個別給付化され、障害者自立支援法に基づく地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)に再編されることから、区市町村、東京都及び関係機関のさらなる連携強化が求められている。

入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)及び障害福祉サービスについて、国が示している算定方法では、東京都において利用者数を推計し、これを踏まえて区市町村が見込量を算定することとされており、サービス見込量の考え方と整合を図る必要がある。



(イ) 目標達成のための方策

- ① 地域移行後の生活を支える基盤の整備
- ② 地域生活移行の取組

(3) 日常生活を支えるサポート体制の整備(一部省略)

ア 身近な地域における支援体制の整備

区市町村において、相談支援事業(成年後見制度利用支援事業を含む。)、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは、必須事業に位置づけられている。

区市町村の自立支援協議会は、地域における相談支援等の体制整備について協議を行うこととされており、東京都は、引き続き活性化のための支援を行う。

障害者虐待防止法の成立を受けて、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能のあり方について検討を進めるとともに、区市町村職員等を対象とする研修を実施し、地域における支援体制の整備、通報に対して迅速かつ確に対応する仕組みの構築に向けた具体的な準備を進める。

国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施することが重要であり、東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に実施して区市町村の取組を支援する。

イ 障害特性に応じたきめ細かな対応

(4) 就労支援の充実・強化(一部省略)

ア 一般就労のための支援の充実・強化

(ア) 一般就労に関する数値目標

「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数について、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き事業を拡充し、平成26年度において、平成17年度実績の2倍以上(1,500人)を目指す。

福祉施設からの一般就労移行者数について、実績の把握を着実にを行い、平成26年度において、平成17年度実績の4倍(852人)を目指す。

※ 労働系の数値目標については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。

平成26年度末における、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者の割合、就労継続支援事業(A型及びB型)利用者のうち就労継続支援事業A型利用者の割合については、これまでの実績及び区市町村における実情を踏まえて、サービス見込量の考え方と整合を図った上で数値目標を設定する。

(イ) 目標達成のための方策

- ① 関係機関の連携強化
- ② 区市町村就労支援事業の拡充
- ③ 就労移行支援事業の効果的運営

イ 福祉施設における就労支援の充実・強化

東京都は、就労継続支援事業所等に対して工賃向上のための設備投資に助成するほか、区市町村が、地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓などの事業に積極的に取り組むよう「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により支援する。

また、工賃向上に向けた機運の醸成を図るための取組を推進する。

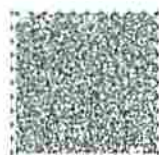
東京都と区市町村は連携して、新たなニーズを適切に把握しサービス量を見込むとともに、必要な地域生活基盤の整備促進とサービス水準の向上に取り組む必要がある。

地方自治法施行令の規定に基づく福祉施設等からの物品及び役務の調達に積極的に取り組むなど、福祉施設等からの調達を一層積極的に行う。

(5) サービスを担う人材の養成・確保(一部省略)

利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に実施する。

- (6) 一体的に策定する「東京都障害者計画」として掲載するその他の分野
教育、療育、住宅、バリアフリー、災害時における障害者支援など



○計画策定の経過

区は、第3期世田谷区障害福祉計画の策定にあたり、障害に関する手帳の所持者や難病、高次脳機能障害の方、発達障害の方、および障害福祉サービス事業者を対象に、障害者現実態調査を実施しており、計画策定の基礎資料とした。

区は、平成23年3月4日に、第3期世田谷区障害福祉計画の策定について、世田谷区地域保健福祉審議会に諮問した。世田谷区地域保健福祉審議会の部会である世田谷区障害者施策推進協議会で審議を進め、その検討状況について、同年7月29日の世田谷区地域保健福祉審議会へ報告した。

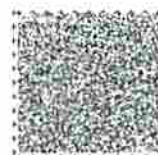
区は、この検討状況の報告を踏まえ、「第3期世田谷区障害福祉計画(素案)」を作成し、平成23年9月7日に、障害福祉施策シンポジウムを開催するとともに、平成23年9月20日から10月11日まで、計画(素案)に対するパブリックコメントを実施した。

平成23年7月1日の世田谷区自立支援協議会において、第3期世田谷区障害福祉計画に対する意見を受けた。その後、平成23年11月4日の世田谷区自立支援協議会で、計画(素案)について説明した。

世田谷区障害者施策推進協議会での審議や、シンポジウムやパブリックコメント、世田谷区自立支援協議会、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、事業者団体等との意見交換会での意見等を踏まえ、「第3期世田谷区障害福祉計画答申(案)」を作成し、平成23年12月12日の世田谷区地域保健福祉審議会に報告し、答申を受けた。

区は、世田谷区地域保健福祉審議会の答申を受け、「第3期世田谷区障害福祉計画(案)」を作成し、平成24年2月10日に障害福祉施策シンポジウムを開催するとともに、平成24年2月20日の世田谷区障害者施策推進協議会、平成24年3月2日の世田谷区自立支援協議会、平成24年3月14日の世田谷区地域保健福祉審議会に報告した。

開催日	会議名	内容
平成23年3月4日	第48回世田谷区地域保健福祉審議会	第3期世田谷区障害福祉計画の策定について(諮問)
平成23年3月30日	平成22年度第4回世田谷区障害者施策推進協議会	第3期世田谷区障害福祉計画の策定について
平成23年7月7日	平成23年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会	「中間まとめ(案)」について
平成23年7月29日	第49回世田谷区地域保健福祉審議会	第3期世田谷区障害福祉計画検討状況の報告
平成23年9月7日	第1回障害福祉施策シンポジウム	〔参加人数〕 約200人
平成23年9月20日 ～10月11日	第3期世田谷区障害福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの実施	〔意見件数〕 377件
平成23年11月15日	平成23年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会	「答申案」について
平成23年12月12日	第50回世田谷区地域保健福祉審議会	第3期世田谷区障害福祉計画の策定について(答申)
平成24年2月10日	第2回障害福祉施策シンポジウム	〔参加人数〕 約160人
平成24年2月20日	平成23年度第3回世田谷区障害者施策推進協議会	「計画案」について
平成24年3月14日	第51回世田谷区地域保健福祉審議会	「計画案」について



(1) 世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿

区分	分野	氏名	所属	備考
学識経験者		大橋 謙策	日本社会事業大学大学院特任教授	会長
		和田 敏明	ルーテル学院大学大学院教授	副会長
		赤塚 光子	元立教大学コミュニティ福祉学部教授	
		川内 美彦	東洋大学ライフデザイン学部教授	
		川口 毅	人間総合科学大学大学院教授	～H23. 7. 17
		北本 佳子	昭和女子大学人間社会学部准教授	
		田城 孝雄	順天堂大学スポーツ健康科学部教授	
		星 旦二	首都大学東京大学院都市環境科学科教授	H23. 7. 18～
区民	福祉団体・地域団体	飯田 恭次	世田谷区社会福祉協議会 会長	
		大森 猛	世田谷区民生委員児童委員協議会 会長	
		藤本 秀雄	世田谷区町会総連合会 副会長	
	高齢	坪井 伸子	特定非営利活動法人 語らいの家 代表理事	
	障害	倉方 厚子	世田谷区聴覚障害者協会 会長	
	児童	片岡 玲子	立正大学大学院講師(元東京都児童会館長)	
	医療	古畑 正	世田谷区医師会 会長	
		武田 忠浩	玉川医師会 会長	
		山本 俊雄	東京都世田谷区歯科医師会 会長	
		田村 千秋	東京都玉川歯科医師会 会長	
		佐伯 孝英	世田谷区薬剤師会 会長	
	公募委員	神谷 秀世		
		高橋 由貴子		

(敬称略)

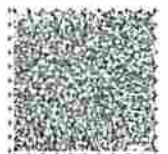
(2) 世田谷区障害者施策推進協議会 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	赤塚 光子	元立教大学コミュニティ福祉学部 教授	会長
	大嶋 恭二	共立女子大学家政学部 教授	～H23. 6. 17
	金子 健	明治学院大学心理学部 教授	
	白石 弘巳	東洋大学ライフデザイン学部 教授	
	石渡 和実	東洋英和女学院大学 人間科学部 教授	H23. 6. 18～
	杉本 豊和	白梅学園大学 子ども学部 准教授	H23. 6. 18～
区民委員	小泉 孝夫	世田谷区医師会 地域保健部担当理事	～H23. 6. 17
	中村 良一	世田谷区医師会 地域保健部担当理事	H23. 6. 18～
	大橋 美奈子	玉川医師会 理事	～H23. 6. 17
	鎌田 芳夫	玉川医師会 理事	H23. 6. 18～



区 民 委 員	伊奈 幹晃	東京都世田谷区歯科医師会 理事	
	芳村 直平	東京都玉川歯科医師会 副会長	～H23. 6. 17
	大島 基嗣	東京都玉川歯科医師会 副会長	H23. 6. 18～
	佐藤 ひとみ	世田谷区薬剤師会 理事	
	市川 宏伸	東京都立小児総合医療センター 顧問	～H23. 6. 17
	井上 悟	東京都立中部総合精神保健福祉センター 副所長	H23. 6. 18～9. 8
	藤本 豊	東京都立中部総合精神保健福祉センター 特命担当科長	H23. 11. 14～
	明官 茂	東京都立青鳥特別支援学校 校長	～H23. 6. 17
	久保田 寿恵子	東京都立青鳥特別支援学校 PTA会長	H23. 6. 18～
	坂 ますみ	東京都立光明特別支援学校 PTA会長	～H23. 6. 17
	三室 秀雄	東京都立光明特別支援学校 校長	H23. 6. 18～
	杉田 春義	世田谷区身体障害者福祉協会 会長	
	大竹 博	世田谷区視力障害者福祉協会 副理事長	～H23. 6. 17
	梅崎 浩	世田谷区視力障害者福祉協会 理事長	H23. 6. 18～
	倉方 厚子	世田谷区聴覚障害者協会 会長	～H23. 6. 17
	兵藤 毅	世田谷区聴覚障害者協会 事務局長	H23. 6. 18～
	吉田 けい子	世田谷さくら会 理事長	
	村井 やよい	世田谷区重症心身障害児(者)を守る会 会長	
	宮前 初枝	世田谷区肢体不自由児(者)父母の会 相談役	
	上原 明子	世田谷区手をつなぐ親の会 会長	
	大津 幸子	世田谷生活と健康を守る会 常任理事	～H23. 6. 17
	藤田 真一	特定非営利活動法人世田谷ミニキャブ区民の会理事長	H23. 6. 18～
	小佐野 彰	特定非営利活動法人 自立の家 代表理事	～H23. 6. 17
	松村 光擴	公益社団法人日本オストミー協会東京支部世田谷交流会会長	H23. 6. 18～
	今井 雅子	高次脳機能障害者と家族の会 代表	
	石井 晃	友愛十字会 専務理事	～H23. 6. 17
	石橋 悦子	嬉泉 東京都発達障害者支援センター主任支援員	
	金川 洋輔	世田谷区精神保健福祉4団体代表者協議会 代表	
石井 克枝	渋谷公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	H23. 6. 18～	

(敬称略)



○ 用語解説(五十音順)

あ行

アセスメント

障害者（児）本人の障害状況や生活状況、本人意向などを調査・評価すること。障害者自立支援法では、①認定調査・概況調査、②サービス利用意向聴取、③課題分析に区分している。

移動支援

屋外での移動が困難な障害者（児）に、円滑に外出できるための支援。

医療的ケア

痰の吸引、経管栄養、導尿などを中心とした医療的な行為。

NPO(Nonprofit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「非営利活動法人」の一般的な総称。

か行

共同生活援助(グループホーム)

一定程度の自活能力がある方が、食事提供その他の日常生活の支援を受けながら、地域で生活する居住の場。障害程度区分1か非該当の方が入居する。

共同生活介護(ケアホーム)

一定程度の自活能力がある方が、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活の支援を受けながら、地域で生活する居住の場。障害程度区分2以上の方が入居する。

居宅介護(ホームヘルプ)

障害者の居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助。

ケアマネジメント

ADL（日常生活動作）などの機能だけでなく、人としての自立、自分らしく健康的に暮らせるよう支援するとともに、生活の質の向上を目指すために、利用者と家族の生活上のニーズを把握し、解決策を利用者とともに考え、より良い生活の実現に取り組む。

さ行

災害時要援護者

世田谷区内に居住する要介護高齢者等や障害者のうち、身体の障害等の事由により災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な方又は自ら救出を求めたりすることが困難な方。

失語症会話パートナー

失語症を理解し、会話の技術を身につけ、失語症の人との会話の橋渡しをする人。

自立支援協議会

障害者が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指すため、地域の関係機関が連携し、情報の共有及び協働を図るための障害者を支えるネットワークを構築するために設置している協議会。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う援助。



障害者雇用促進協議会

区が障害者の就労支援を進める中で、地域における障害者の雇用促進を図るために、賛同する多くの団体との連携によって平成15年に設立した。

障害者就労支援センター

障害者の一般就労の機会の拡大と雇用の継続を図るために、必要な支援を行う場所。

新BOP

当該小学校の1～6年生の参加希望者に対して、夏休み等の長期休暇期間も含め、子どもたちに遊びを体験する場を提供する制度。区立小学校全64校で実施している。

図上訓練

災害が発生する事態を想定し、意思決定や役割、行動等を問いながら、その妥当性の検証を通じて、意思決定能力の向上を図る訓練。

生活体験施設

民間アパートやグループホームなどでの生活に移行することを望んでいる障害者が、施設での暮らしや家族等の介護者から離れ、介護や日常生活での必要な支援を受けながら自立生活のための経験を積む場。生活体験を通して、生活スキルの向上や家族（親）から自立した生活イメージの構築を図る。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では、契約や財産の管理が難しい方に対し、その権利を守るため、その者の判断能力を後見人などが補っていくことによって法的に支援する制度。

相談支援

障害者が地域で生活していくための日常生活に関わる総合的な相談、サービス利用を支援するための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助等を行う。主な相談内容としては、福祉サービス利用、社会資源の活用、権利擁護に必要な援助などがある。なお、サービスを利用するための計画策定のための相談や、地域移行を進めていくための相談支援の形態もある。

ソーシャルエンタープライズ

各種の事業体が収益事業の形をとりながらも、多様な社会問題に対して事業に取り組む形態のこと。

た行

第三者評価

サービスの質について、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービス内容を評価する制度。東京都では、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が行う。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行う。

地域移行

障害者が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した地域生活を送ることができるよう、医療や福祉等の関係機関の連携のもとで支援を行う。



地域福祉権利擁護(あんしん事業)

判断能力が低下した認知症高齢者や知的・精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、地域で安心した生活が送れるよう支援する事業。

通過型グループホーム

障害者自立支援法の事業者指定に併せ、東京都により通過型としてユニット単位で指定を受けたグループホーム。居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組みや援助を行う。個別支援計画等により、概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組む。

な行

二次避難所

災害発生後、自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする要援護者を一時的に受け入れ保護するために区が指定した社会福祉施設等。

は行

パブリックコメント

区民意見提出手続きといい、区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策などを策定する過程において区民が意見を述べる機会を設け、区政への区民参加の促進を図るための制度。

ピアカウンセリング

同じ悩みや障害をもつ当事者同士が集まり、お互いの悩みなどを話し合うことにより、分かち合い、助言しあうこと。

福祉ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や日常生活に必要な利便を提供する施設。入居期間は3年間で、その後は1年ごとに更新。

ふれあい・いきいきサロン

身近な仲間づくりを目的とした区民の活動。公共施設や自宅の開放による茶話会などが中心。社会福祉協議会の推進事業として全国的に取り組まれている。

保育所訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児を対象に、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行う。

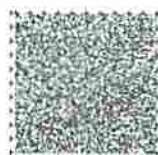
放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。平成22年の児童福祉法改正により創設された。

ま行

モニタリング

サービスの内容により異なるが、基準に定められた期間の中で、定期的に個別支援計画の推進状況とその効果を検討し、その評価結果に基づいて見直しを行うこと。



や行

ユニバーサルデザイン










年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、最初からできるだけ多くの方が利用しやすいように生活環境を構築にする考え方。

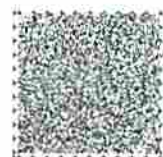
ら行

レスパイトケア

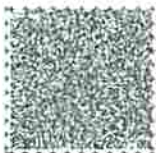
障害者を在宅で介護している家族等に休息を与えるため、一時的に対象者を事業所等で預かるサービス。

障害者に関するマーク

	国際シンボルマーク 障害のある人々が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車椅子を利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。
	身体障害者マーク（四つ葉マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用され、また、自治体、病院、銀行などが聴覚に障害のある方に援助を示すマークとしても使用されています。
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機関はもちろん、テパトやレストランにも補助犬が同伴できるようになりました。
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
	ハート・プラスマーク 「体の内部に障害のある方」を表すマークです。心臓や呼吸機能など内部障害は、外見からはわかりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
	介護マーク 介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。区内27ヶ所のあんしんすこやかセンター及び各総合支所保健福祉課でお渡ししています。



—



第3期世田谷区障害福祉計画

平成24年3月発行 No. 926

発行 世田谷区

編集 世田谷区保健福祉部計画調整課

障害施策推進課

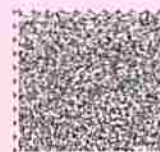
障害者地域生活課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

TEL 03-5432-2385

FAX 03-5432-3021

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
PHYSICS DEPARTMENT
530 SOUTH EAST ASIAN AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60607
TEL: 773-936-3700
WWW.PHYSICS.DENVER.CU.EDU

